

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (1割負担の方) 2024.8～

地域区分単価(7級地) ➡ 1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)													②個室(1人部屋)													
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)
												日額	月額												日額	月額	
4段階以上	介護1	871					73					3,669	110,058		788					67					5,078	152,351	
	介護2	947					79					3,752	112,553		863					72					5,159	154,785	
	介護3	1014	22	24	51	3	84	1700	500	220	190	3,825	114,743	-	928	22	24	51	3	77	1,700	2,000	220	190	5,230	156,914	-
	介護4	1072					88					3,888	116,629		985					81					5,292	158,770	
	介護5	1125					92					3,945	118,363		1040					86					5,353	160,595	
3段階②	介護1	871					73					3,259	97,758		788					67					4,108	123,251	
	介護2	947					79					3,342	100,253		863					72					4,189	125,685	
	介護3	1014	22	24	51	3	84	1360	430	220	190	3,415	102,443	90,600	928	22	24	51	3	77	1360	1370	220	190	4,260	127,814	118,800
	介護4	1072					88					3,478	104,329		985					81					4,322	129,670	
	介護5	1125					92					3,535	106,063		1040					86					4,383	131,495	
3段階①	介護1	871					73					2,549	76,458		788					67					3,398	101,951	
	介護2	947					79					2,632	78,953		863					72					3,479	104,385	
	介護3	1014	22	24	51	3	84	650	430	220	190	2,705	81,143	69,300	928	22	24	51	3	77	650	1370	220	190	3,550	106,514	97,500
	介護4	1072					88					2,768	83,029		985					81					3,612	108,370	
	介護5	1125					92					2,825	84,763		1040					86					3,673	110,195	
2段階	介護1	871					73					2,289	68,658		788					67					2,318	69,551	
	介護2	947					79					2,372	71,153		863					72					2,399	71,985	
	介護3	1014	22	24	51	3	84	390	430	220	190	2,445	73,343	51,900	928	22	24	51	3	77	390	550	220	190	2,470	74,114	55,500
	介護4	1072					88					2,508	75,229		985					81					2,532	75,970	
	介護5	1125					92					2,565	76,963		1040					86					2,593	77,795	
1段階	介護1	871					73					1,769	53,058		788					67					2,228	66,851	
	介護2	947					79					1,852	55,553		863					72					2,309	69,285	
	介護3	1014	22	24	51	3	84	300	0	220	190	1,925	57,743	36,300	928	22	24	51	3	77	300	550	220	190	2,380	71,414	52,800
	介護4	1072					88					1,988	59,629		985					81					2,442	73,270	
	介護5	1125					92					2,045	61,363		1040					86					2,503	75,095	

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

※下記以外に加算が付く場合があります。

初期加算(Ⅰ)	急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入院した場合、入院から30日以内の期間	60/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	600/回	
初期加算(Ⅱ)	当該入所者が過去3月間(認知症日常生活自立度Ⅲ以上は1月間)の間に当該老健施設に入所したことが無い場合に限り、入所日から30日以内の期間	30/日	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	400/回	
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	6/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	400/回	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所後3か月間に集中的なリハビリを実施した場合	258/回	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定を行った場合	450/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合(入所後3か月間に週3回を限度)	240/回	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480/回	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	362/日	退所時情報提供加算(Ⅰ)	在宅に退所後の主治医に対して情報提供を行った場合	500/回	
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う(支援計画を作成し3か月に1度見直しを行う)	10/月	退所時情報提供加算(Ⅱ)	入院等で退所した場合、医療機関に対して情報提供を行った場合	250/回	
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	15/月	安全対策体制加算(Ⅱ)	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること	20/回	
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	20/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前31~45日	72/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	300/月			死亡前4~30日	160/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	400/月			死亡前2~3日	910/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	28/日			死亡日	1900/日
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う。入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること。	11/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する	3/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要なに応じて対応すること	90/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	13/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	110/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	51/日	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ)	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること	(1)53/月(2)33/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	51/日	
退所時栄養情報連携加算	疾患に伴う特別食が必要や低栄養と医師が判断した入所者が退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関に情報を提供した場合(1月に1回を限度)	70単位/回	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	60/月	
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	200/回	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を10日間行った場合	480/日	
認知症行動・心理症状緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	200/日	新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合 ※1月に1回 5日を限度	240/日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	3/日	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染症法に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること	10/月	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること	100/回	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	518/日	

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (2割負担の方) 2024.8～

地域区分単価(7級地)⇒1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)											②個室(1人部屋)															
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(I)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(I)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)
												日額	月額												日額	月額	
4段階以上	介護1	1742	44	48	102	6	146	1700	500	220	190	4,727	141,817	-	1576	44	48	102	6	133	1700	2,000	220	190	6,046	181,372	-
	介護2	1894					157					4,893	146,775		1726					144					6,209	186,269	
	介護3	2028					167					5,039	151,156		1856					154					6,351	190,528	
	介護4	2144					176					5,165	154,958		1970					163					6,476	194,270	
	介護5	2250					184					5,281	158,426		2080					171					6,595	197,859	

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (3割負担の方) 2024.8～

地域区分単価(7級地)⇒1単位=10.14円 在宅強化型(サービス費 I ii、iv)

保険料段階	①多床室(4人部屋)											②個室(1人部屋)															
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(I)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(I)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		高額介護サービス費支給後の料金(円)
												日額	月額												日額	月額	
4段階以上	介護1	2613	66	72	153	9	218	1700	500	220	190	5,785	173,545	-	2364	66	72	153	9	200	1700	2000	220	190	7,014	210,423	-
	介護2	2841					236					6,034	181,028		2589					217					7,259	217,785	
	介護3	3042					251					6,253	187,599		2784					231					7,471	224,142	
	介護4	3216					264					6,443	193,288		2955					244					7,658	229,740	
	介護5	3375					276					6,616	198,489		3120					257					7,838	235,154	

日用品費・教養娯楽費内訳

※日用品費(タオル・石鹸・シャンプー等) 1日220円

※教養娯楽費(行事・クラブ活動材料費等) 1日※その他加算が付きまます。

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

※下記以外に加算が付く場合があります。

項目		2割	3割	項目		2割	3割	
初期加算	入所から30日以内の期間	120/日	180/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	1200/回	1800/回	
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	12/回	18/回	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーへの情報提供、退所後の居宅サービスの利用調整を行う	800/回	1200/回	
短期集中 リハビリテーション実施加算 (1)	入所後3カ月間に集中的なリハビリを実施した場合	516/回	774/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	800/回	1200/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 (1)	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合(入所後3カ月間に週3回を限度)	480/回	720/回	入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定を行った場合	960/回	1440/回	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	724/日	1086/日	退所時情報提供加算 (Ⅰ)	在宅に退所後の主治医に対して情報提供を行った場合	1000/回	1500/回	
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う。支援計画を作成し3か月に1度見直しを行う。	20/月	30/月	退所時情報提供加算 (Ⅱ)	入院等で退所した場合、医療機関に対して情報提供を行った場合	500/回	750/回	
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	30/月	45/月	安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること。	40/回	60/回	
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	40/月	60/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前 31～45日	144/日	216/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	600/月	900/月			死亡前 4～30日	320/日	480/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	800/月	1200/月			死亡前2～3日	1820/日	2730/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	56/日	84/日			死亡日	3800/日	5700/日
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う。入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること。	22/日	33/日			褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する。	6/月
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要なに応じて対応すること	180/月	270/月	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	26/月	39/月	
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	220/月	330/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	68/日	102/日	
リハビリテーションマネ ジメント計画書情報加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	(1)106/月 (2)66/月	(1)159/月 (2)99/月	在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	92/日	138/日	
退所時栄養情報連携加 算	疾患に伴う特別職が必要や低栄養と医師が判断した入所者が退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関に情報提供をした場合(1月に1回限度)	140/回	210/回	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	120/月	180/月	
再入所時栄養連携加 算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	400/回	600/回	所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を行った場合	960/日	1440/日	
認知症行動・心理症状 緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	400/日	600/日	新興感染症等施設療養 費	新興感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合 ※1月に1回 5日を限度	480/日	720/日	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	6/日	9/日	高齢者施設等感染対策 向上加算(Ⅱ)	感染症法に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること	20/月	30/月	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること	200/回	300/回	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	1036/日	1554/日	